

平成 14 年における総点検において確認できなかった原因の究明に関する調査結果の概要

1 調査体制

「原子力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会（原子力検討会）」の下部組織として「H14 総点検検証チーム」を編成し調査を行った。

また、調査に透明性、客観性を確保するため、原子力検討会には社内監査部門（品質・安全監査部、原子力品質監査部）他部門（企画部、総務部）および弁護士が参画し、検証実施状況を確認する体制とした。

2 調査範囲

経済産業大臣からの報告徴収指示「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について」（平成 19・01・31 原第 21 号）に基づき、当社が平成 14 年度に実施した「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検」（以下、「総点検」という）において、今回の改ざん事案（平成 19 年 1 月 31 日付をもって報告した法定検査のデータ改ざん 7 事案に、その後追加的に見出された 1 事案を加えた 8 事案）がなぜ当時確認できなかったのか、総点検において確認されなかった改ざん事案がなぜ今回明らかになったのかについて調査を実施した。

3 調査方法

（1）平成 14 年度の総点検の実施内容に対する調査方法

原子力安全・保安院からの指示に基づいて、当時の総点検に関して、平成 14 年 11 月 15 日提出した「総点検中間報告書」、平成 15 年 2 月 28 日の「総点検最終報告書」を中心に、当時確認した資料を改めて調査した。

（2）今回確認された改ざん事案にかかる関係者への聞き取り調査方法

総点検において確認されなかった改ざん 8 事案が今回明らかになった原因を究明するために、関係者に対して、今回言い出すことができた理由等について聞き取りを行った。

表 - 1 今回の 8 事案に対する平成 14 年度の総点検の実施内容に関する調査結果

No	検査名	ユニット	時期	平成 14 年度の総点検の調査結果				今回の調査で改ざん事案を確認するに至った記録類の名称
				工事報告書	検査成績書	今回の調査で改ざん事案を確認するに至った記録類	調査対象記録類による改ざん事案抽出の可能性	
原-a	非常用ディーゼル発電機、炉心スプレイ系及び低圧注水系機能検査	柏崎刈羽 1 号機	H4.5	×		×	×	電動機の修理関連書類
原-b		福島第一 1～6 号機	S54.6～S63.9	×	×	×	×	定期検査の準備資料等
			S63.9～H12 至近*1	×		×	×	
	柏崎刈羽 3 号機	H6.11	×		×	×		
原	総合負荷性能検査（蒸気タービン性能検査・ホ頂使用前検査を含む）	福島第一 1～6 号機	S52.10～S63.9	×	×	×	×	定期検査の準備資料等
			S63.9～H12 至近*1	×		×	×	
			H2.1～H12 至近*1	×		×	×	
		福島第二 1～3 号機	H2.1～H12 至近*1	×		×	×	
原	安全保護系設定値確認検査	福島第一 1 号機	S54.2～H10.5	×	×	×	×	当時の計器点検記録等
原	安全保護系保護検出要素性能（校正）検査		S56.11～H10.5	×	×	×	×	
原	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）	柏崎刈羽 1～3 号機	H6.9～H10.10			×	×	事前検査データの社内メモ
原	蒸気タービン性能検査（タービン過速度トリップ検査）	柏崎刈羽 7 号機	H13.3			×	×	設備設計図書
原	原子炉停止余裕検査	福島第一 2 号機	H12.9	×		×	×	保修担当グループ保管技術資料
原	蒸気タービン性能検査（組立状況検査）	柏崎刈羽 7 号機	H13.3			×	×	保修担当グループ保管技術資料

凡例；工事報告書、検査成績書の欄：調査を実施し、問題となる不整合や不備なし ×：調査対象外

今回の調査で改ざん事案を確認するに至った記録類の欄 ×：調査対象外

調査対象記録類による改ざん事案抽出の可能性の欄 ×：可能性なし

*1) 至近の定期検査を指し、H13 年または H14 年にあたる。福島第一 6 号機については、定期検査が H13, 14 年と連続したため至近は H14 年のみ。

4 調査結果と総合的な評価

（1）平成 14 年度の総点検の実施内容に対する調査結果

総点検は、原子力発電所の不祥事を踏まえ、調査範囲を原子炉本体を中心に、点検や工事を主体に設定し、期間についても重要度により区分を設けて実施した。また、調査の方法も、当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間の整合を確認するという方法を中心に行った。この間、第三者機関による点検過程、点検結果の確認も行き、大掛かり（約 5 ヶ月、約 796 万ページの報告書類、約 14,800 人日の労力）で厳格な点検を実施した。しかし、今回確認された 8 事案については、書類上の不備や問題となる不整合がなかったり、または調査対象になっていなかったことが原因で、当時の総点検では改ざんを抽出するには至らなかった。（表 - 1 参照）

また、平成 14 年度の総点検と今回の調査についての比較を表 - 2 に示す。

（2）今回確認された改ざん事案にかかる関係者への聞き取り調査結果

総点検を実施した平成 14 年度当時は、改ざん事案を自ら言い出す雰囲気や社会に対して会社の不利な情報を積極的に出していくという雰囲気はなかったことが、今回の聞き取り調査から認められた。

その後、不祥事を踏まえ、再発防止対策として「4 つの約束」を示し、全社を挙げて取り組んできた。これにより、企業倫理遵守（ルールの遵守、誠実な行動、オープンなコミュニケーション）や品質保証についての意識の浸透や仕組みの定着など、社内風土や社員の意識の面でも変化が出てきたことも、8 事案を抽出することができたひとつの要因と考えられる。今回の聞き取り調査でもこれを裏付ける発言が多々見られた。

今回の聞き取り調査をする中で、表 - 1 の原 -b の福島第一における事案について、平成 14 年度当時に話をしたとする者があった。当時調査は行ったものの、今回の調査で改ざんを確認するに至った資料を見い出せず、改ざんの実事を確認することができなかったもので、平成 14 年度当時の調査は不十分であったと真摯に反省している。

（3）今回の調査の特徴と総合的な評価

平成 14 年度当時は社内風土が変化している中で、今回、検査経験者（約 230 名）にアンケートを行って課題を抽出し、検査に従事している所員（約 1,900 名；技術系所員の約 9 割）を対象としたグループ討論や長期にわたり検査に従事してきた者（OB も含む約 60 名）への聞き取りという、踏み込んだ事実確認作業を実施した。これらがきっかけとなり、過去のデータ改ざんについて自発的な発言が引き出され、これに基づいて、平成 14 年度当時に調査対象でなかった社内資料を詳細に調査したことが、8 事案を抽出するに至った原因であると考えられる。

このように社内風土と社員の意識が変化してきていることは認められる一方、平成 14 年度から現在に至る間に、今回の 8 事案が明らかにならなかったという事実については真摯に反省している。それを踏まえれば、「しない風土」「させない仕組み」について、今後とも継続的に活動・改善を進めるとともに、新たに「言い出す仕組み」の構築が必要であると考えられる。

表 - 2 平成 14 年度の総点検と今回の調査の比較

	平成 14 年度の総点検	今回の調査	比較結果
対象設備	1)原子炉圧力容器 2)炉内構造物 3)原子炉冷却材圧力バウンダリ構成機器 4)原子炉再循環配管 5)格納容器漏えい率検査 6)その他設備	法定検査にかかる全ての設備。 （法定検査対象以外は、平成 18 年度末までに調査）	今回は設備を限定せず。
対象期間	1)～4)：過去 14 年間 5)：直近の検査記録* 6)：至近の本格点検まで	可能な限り過去にさかのぼる。 （具体的には、OB を含めた聞き取りを行い、可能な限り過去の情報を収集することとした。）	平成 14 年度は、原子炉冷却材圧力バウンダリ等につき過去 14 年、その他は至近に絞っている。今回は期間を限定せず。
調査方法	以下の記録類の照合を実施。また、許認可、報告等の適切性も確認。 ・当社保有の検査成績書、工事報告書 ・工事施工会社保有の工事報告書 ・工事施工会社保有の工事記録	可能な限り過去にさかのぼった体系的な聞き取り調査等及びこれに基づく社内文書の確認**	平成 14 年度は一定の記録の確認を中心。 今回は、体系的な聞き取りを中心に行い、これに基づく社内文書も調査。

*：「原子炉格納容器漏えい率検査に関する報告徴収について」（平成 14・09・30 原第 3 号/平成 14・10・24 原第 7 号）で対応

**：これと合わせて、法定検査の検査成績書・検査記録から抽出した計器・プロセス計算機等からの値について、改ざんの有無を調査